

処遇改善加算等に係る規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あきの会の介護福祉職員等の人材確保並びに専門性向上・キャリアアップを推進し、処遇改善を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 当法人が運営する事業で算定する、入院ベースアップ評価料、外来・在宅ベースアップ評価料・福祉・介護職員等処遇改善加算において、利用者に直接支援及びその他上記加算算定要件の職員に手当の支給を実施する。

(支給方法)

第3条 処遇改善加算等は、毎月の給与及び賞与に分けて支給する。

2 毎月の支給は加算総額3分の2以上を手当として支給する。

3 賞与は期末賞与に支給(手当)し、加算総額から上記2及び法定福利費を除いた金額を基準とし算出、支給する。なお、賞与においては、支給日に在籍する職員(育児休業・私傷病による休職・懲戒による出勤停止者は含まない)に支給する。

(支給基準)

第4条 支給額は職種・勤務時間で一定の基準額とするが、理事長専決にて以下の項目を勘案し特別付与をする場合がある。

- ① 職員キャリアパス階層別評価
- ② 勤務成績、職務の軽重、勤怠などの勤務状況
- ③ キャリアアップに向けた自己研鑽

(支給の変更)

第5条 利用者利用率により加算額の変動が生じた場合、処遇改善手当並びに処遇改善手当の支給額の変更を行う。

附則 この規定は、平成31年4月1日から施行する

附則 この規定は、令和2年4月1日から施行する

附則 この規定は、令和7年4月1日から施行する